

民間自主規格「架空送電規程」,「地中送電規程」及び「系統連系規程」の
改定の審議について

日電規委 25 第 0006 号
平成 25 年 7 月 11 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、「架空送電規程」(JESC E0008)、「地中送電規程」(JESC E0006)および「系統連系規程」(JESC E0019)の改定について平成 25 年 9 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) JESC E0008(2008)架空送電規程の改定案について
- (2) JESC E0006(2008)地中送電規程の改定案について
- (3) JESC E0019(2012)系統連系規程の改定案について

2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

- (1) JESC E0008(2008)架空送電規程の改定案について

a. 改定を要請した委員会

送電専門部会(事務局: 一般社団法人 日本電気協会)

b. 改定の趣旨, 目的, 内容等

「架空送電規程」は、特別高圧架空電線路の設計, 工事, 検査及び維持について規定するもので、電気事業法に基づく技術基準を補完する民間規程として昭和 44 年 6 月に制定されて以来、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の改正等を機会に改正を重ねてきています。

今回、平成 23 年 7 月の「電技解釈」の全面改正において、条文構成の組替え及び表現の適正化に関する見直し等が行われていること、また、関係法令の改正や JIS・JEC 等の制・改正が進んでいることなどを踏まえ、「架空送電規程」を改定するものです。

- (2) JESC E0006(2008)地中送電規程の改定案について

a. 改定を要請した委員会

送電専門部会(事務局: 一般社団法人 日本電気協会)

b. 改定の趣旨, 目的, 内容等

「地中送電規程」は、特別高圧電線路のうち、架空電線路を除くその他の電線路に適用するもので、電気事業法に基づく技術基準を補完する民間規程として昭和 52 年 7 月に制定されて以来、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の改正等を機会に改正を重ねてきています。

今回、平成23年7月の「電技解釈」の全面改正において、条文構成の組替え及び表現の適正化に関する見直し等が行われていること、また、関係法令の改正やのJIS・JEC等の制・改正が進んでいることなどを踏まえ、「地中送電規程」を改定するものです。

(3) JESC E0019(2012)系統連系規程の改定案について

a. 改定を要請した委員会

系統連系専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 改定の趣旨、目的、内容等

「系統連系規程」は、分散型電源の系統連系関係の業務に従事される方々が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の内容をより具体的に示したものです。

今回、次の事項を反映するため、「系統連系規程」を改定するものです。

(a) 低圧配電線との連系要件

- ・ 一般用電気工作物における自立運転に係る規定の追加
- ・ 逆潮流有りの分散型電源と逆潮流無しの分散型電源を設置する際の電力系統との連系要件の明確化

(b) 高圧配電線との連系要件

- ・ 大規模太陽光発電設備（メガソーラー）を電力系統に連系する場合の技術要件の明確化

(c) 特別高圧電線路との連系要件

- ・ 電力系統に発生する異常電圧に対する中性点接地装置以外の対策
- ・ 逆変換装置を用いた逆潮流有り連系他の場合における発電設備等設置者構内の保護装置構成例追加

3. 改正要請の提出予定

自主規格のため国への改正要請は予定していません。

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。資料を電子データで送付することもできます。また、郵送による資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください

ただし、郵送をご希望の場合、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

（問い合わせ先、意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（（一社）日本電気協会内）

電話：03-3216-0553（内線269）

FAX：03-3214-6005

E-mail：JESCのHP（<http://www.jesc.gr.jp>）の「お問い合わせ」フォームから、お願い致します。

所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館4F

5．意見提出期間

受付開始日：平成25年 7月11日（木）

受付終了日：平成25年 8月12日（月）

6．注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス）を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。